

受給には登録・申請が必要です・変更が生じた場合も各課窓口へ届出ください

## 子ども・重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費支給制度について

### 子どもの医療費支給制度

お子さんが医療機関を受診したとき、その保険診療による医療費の自己負担分を支給します。この支給を受けるには、受給資格登録と医療費支給申請が必要です。登録していない方は、子育て支援課窓口で申請してください。



対象の子ども 各種健康保険（保護者の扶養）に加入している満18歳になる年度末まで  
 対象の医療費 保険診療による入院・通院医療費の一部負担金など



支給対象外 学校・保育所

・幼稚園内、通学・通園  
 中のケガによる診療（※）、  
 第三者行為による疾病に  
 関わる医療費

※学校等で加入している日本スポーツ振興センター  
 災害給付金の対象です。

登録時の持ち物 ○お子さんの健康保険証  
 ○保護者名義の預金通帳  
 ○印鑑

### ひとり親家庭等医療費支給事業

母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、父（母）に一定の障がいがある家庭のみな

さんが、医療保険制度で医療にかかった場合、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です。（児童扶養手当に準じた所得制限があります）

登録時の持ち物 ○戸籍謄本（抄本）

○健康保険証  
 ○受給者名義の預金通帳

○印鑑

※児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書の添付により省略できる書類があります。

### 重度心身障害者医療費支給制度

心身に重度の障がいのある方が病院などで受診した場合、医療保険が適用される医療費から高額療養費、付加給付、他法負担分等を控除した残りの額を助成します。受給には申請が必要です。

対象 ○身体障害者手帳1級、2級、3級の方

○療育手帳①、A、Bの方

○精神障害者保健福祉手帳

1級の方（精神病床への入院費用を除く）

○身体障害者手帳4級の一部の方、精神障害者保健福祉手帳2級の方で、すでに埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方

※平成27年1月1日以降に新たに重度心身障害者となった65歳以上の方は対象にはなりません。

登録時の持ち物 ○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳  
 ○健康保険証

○本人名義の預金通帳  
 ○印鑑

○所得証明書（平成31年1月2日以降に越生町に転入した方のみ）

## テレ玉のデータ放送で町の情報を発信中！



町では、テレビ埼玉の「データ放送サービス」を利用して、イベント、観光情報、町政情報などを発信しています。災害発生時にはこのサービスを活用し、町内の災害情報をいち早く発信します。

※データ放送に対応していないテレビは利用できません。

視聴方法 ①テレビのチャンネルをテレ玉（地デジ3ch）にあわせ、リモコンの「dボタン」を押す。

②メニューから「越生町からのお知らせ」を選び、リモコンの「決定ボタン」を押す。

※「市町村のお知らせ」と表示された場合は、越生町を選択してください。

問 総務課 自治振興担当 TEL内線 215



平成31年1月1日から所得制限が導入されました

医療費の助成を受ける方の所得が一定以上の場合、医療費の助成は支給停止となりました。所得の審査は毎年9月に行います。

所得制限基準額 360万4千円

※給与収入に換算した場合は、およそ518万円

※扶養者がいる場合は、扶養人数×38万円が加算

支給停止期間 1年間（10月～9月）

※平成30年12月末日までに受給者となっている方は、令和4年9月までは所得に関わらず、医療費の助成を受けることができます。令和4年10月から所得制限により支給停止となる場合があります。

**越生・毛呂山町内の指定医療機関支払いについて（こども・重度心身障害者）**

越生・毛呂山町内の指定医療機関では、医療費の窓口払いを免除する制度（現物支給）を行っています。受診するときに、健康保険

証と受給者資格証を提示すると、医療費の支払いが免除されます（保険診療分のみ）。ただし、次の場合は免除されませんので、発行された領収書とともに各課窓口にて申請してください。

○受給者証や健康保険証を忘れたとき

○指定医療機関以外で受診したとき（接骨院や越生・毛呂山町外の医療機関等）

○同一医療機関の入院・通院別でひと月の支払いが2万円を超えるとき（窓口での支払いがなく診療を開始し、同じ月の半ばで2万円以上となった場合、遡って当月分の医療費全てを窓口にてお支払いいただきます。）

○長期特定疾病の薬局分  
○転出などで町での受給資格がなくなった場合は、必ず町へ届出をし、受給資格証をお返しく下さい。  
※健康保険証の変更、氏名変更、住所変更等が生じた場合は必ず届出をお願いします。

**越生町内の指定医療機関**

石川眼科	TEL 277-2077
市川医院	TEL 292-3011
越生メディカルクリニック	TEL 277-1119
かあいファミリークリニック	TEL 299-6222
くぼた耳鼻咽喉科クリニック	TEL 277-7834
はなみず木整形外科	TEL 292-8003
荒井洋充歯科医院	TEL 292-2519
市川歯科医院	TEL 292-2303
大河原歯科医院	TEL 277-1182
おごせ薬局	TEL 238-4211
中川薬局 越生店	TEL 277-1871
平塚薬局 越生店	TEL 292-6411

※毛呂山町内の指定医療機関については、ホームページ等でご確認ください。

適正受診にご理解とご協力をお願いします

○平日の診療時間内に受診しましょう。

○同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。

○普段の健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。

○薬のもらいすぎや飲み合わせに注意しましょう。

○ジェネリック医薬品を利用しましょう

○ジェネリック医薬品（後発医薬品）は安価で新薬（先発医薬品）と同等の効果が期待できます。医師や薬剤師と相談し、積極的に活用しましょう。

○こどもの医療費支給制度・ひとり親家庭等医療費支給制度について  
○子育て支援課 子ども担当  
TEL内線162

○重度心身障害者医療費支給制度について  
健康福祉課 福祉担当  
TEL内線114

健康福祉課 福祉担当  
TEL内線114

**有料広告を利用しませんか**

**広報おごせ**

1枠（この記事の半分の大きさ）

**5000円**

2枠（この記事と同じ大きさ）

**7000円**



**問い合わせ**

総務課 自治振興担当 ☎内線215

**越生町ホームページ**

1枠月額 **8000円**

縦60ピクセル、横150ピクセル  
10KB以内、GIF形式

